

日 時 平成25年3月2日（土）19:00～21:05

場 所 志津南市民センター（多目的室）

出席者 （会長）中原、（副会長）増田、松本

（町内会長）扇、北尾、斉藤、山本（啓）、有澤（代理）、藤田、坂田、岩崎

（グループ代表）小野、清水、山本（和）、山中

（監事）谷口、齊藤 （事務局）木村、妹尾、長谷川、徳岡 <敬称略>

## 1. 会長からの報告・連絡

### (1) 草津市自治連合会、草津市まちづくり協議会代表者会(2月28日)の報告

#### ①平成25年度予算概要について

現在市議会で審議されている。

まちづくり協議会に関係するものは、地域一括交付金などであるが、当地区の集会所補修の補助金も盛り込まれている。

#### ②まちづくり協議会に関する取組について

志津地区自治連合会が2月23日に解散され、玉川学区自治連合会も3月末に解散予定。これで、13学区地区のうち3学区地区で自治連合会が解散となる。しかし、当面は草津市自治連合会を残し、この3学区地区については、まちづくり協議会の代表が会議に出席する。

なお、全学区地区にまちづくり協議会が設立されたので、現行の草津市まちづくり協議会代表者会は、草津市まちづくり協議会連合会となる。平成27年度には1本化される予定。

#### ③地域一括交付金について

平成25年度から21項目になるが、類似事業をまとめて12事業に整理し、活用できることになる。ただし、敬老会事業は、当面これまでどおり算定額の25%以内の増減を限度とし、それ以外は、各事業で1,000円以上の事業実施を要件としている。志津南地区の合計金額は約222万円である。

#### ④草津市協働のまちづくり条例について

平成26年4月施行を目指して、検討委員会で協議されている。すでに中間報告はあったが、今後、さらに検討を重ね、パブコメにより市民の意見を聞き、市議会の承認を得て、年内の制定を目指して取り組まれている。

### (2) 滋賀県防災講演会が、草津市役所で3月10日13時から開催されるので、できるだけ関係者の参加をお願いしたい。

### (3) 行政事務委嘱者、地域安全連絡所責任者などの報告は、3月末の期限までに町内会総会が開催されない町内会は、総会終了後に提出することでかまわない。

### (4) 地域内の防犯灯2基増設要望について、5丁目町内会からのみ2箇所の設置要望があった。ここに設置の必要性があるか、また設置方向はどうか、などについて現地確認した上で、提出する。

### (5) 平成25年度まちづくり協議会新役員について、2月10日の選定会議で協議した。

・副会長は、町内会長から6丁目町内会長の西村慧、G代表から地域福祉Gの小野栄祐。

・各G代表は、暮らし安心Gは環境美化委員会の舟木要一、子ども育成Gは地域協働合校推進委員会の小早川勝廉、文化体育Gはふれあい推進委員会の山本和男。

・他の理事および代議員は名簿の通りで、代議員は名簿の他に各町内会の会計9人が加わる。

また、来年度の予算案について、予算調整会議で検討を重ね、3月20日ごろまでには予算案を作成し、4月6日の理事会の開催案内とともに事前配付する。

なお、予算調整会議のメンバーは、次年度会長予定者の中原、次年度副会長予定者の西村、小野、次年度町内会長予定者の太田、向井、現理事からの希望者の小松原の6名となる。

### (6) 志津南地区交通安全対策協議会の報告

2月19日～22日までの期間に、地域内の交通実態調査として、交通量調査と通行車両のスピード測定を実施した。3月7日に第3回の会議を開催し、そのデータを基に、対応を検討していく。

### (7) 現理事と新理事予定者を対象に、まちづくり行動計画特別委員会から提出された「答申書」の説明会を、3月3日に開催する。なお、新理事予定者については、当日説明会の前に、特別委員会に諮問した経緯などについて説明しておくこととする。

- (8) 従来は、自治連の総会議案書を、各町内会総会の報告資料としていたが、今後はまち協総会が4月下旬となり、3月に総会を開催する町内会については間に合わない。従って、まち協の総会議案書は各町内会総会の報告資料とはせず、まち協総会終了後に、まち協総会の議事録とともに、全戸配付する。
- (9) まち協が発足した学区地区は、初年度だけ、まち協推進補助金が30万円交付されている。既に、印刷費・理事会資料作成などの費用に一部使っているが、次年度からまち協職員を雇用することも考慮し、まち協の事務機能を整備するために、パソコン・プリンターを購入したい。

【結論】全員了承。

## 2. 各町内会・各グループ・事務局からの報告・連絡

### (1) 若草三丁目

先日、集会所の感知器が故障し、また非常照明が脱落した。これら設備のチェックが必要。また、照明のLED化も検討が必要と思われる。

### (2) 事務局

町内会の総会資料の作成等については、早めに連絡して欲しい。また、活動報告・活動計画は、どのような形のものを使われるか、早めに報告していただきたい。

## 3. 審議事項

### (1) まち協会則改正について

会長から、改正の内容とその理由について、改めて説明があった。

【結論】転出・転入の場合の会費の精算については、「その月の分は徴収しない」ことに決定。他の箇所は原案通りとする。

### (2) 若草地区集会所管理規則について

この規則は、まち協ではなく、若草一～八丁目町内会の全戸数の過半数の同意により制定するものであり、若草一～八丁目町内会の総会で審議・承認される必要がある。

また、4月28日のまち協総会では、集会所管理にかかる条項を削除した内容の会則改正となる。その時点で集会所管理に関する規定がなくなることを考慮し、若草一～八丁目町内会では、今年の総会で、この規則の制定について承認される必要がある。

【結論】原案を一部修正し、若草一～八丁目町内会の過半数の総会で制定することとする。

### (3) 若草地区集会所の将来構想についての取り組み

○集会所管理規則を前提として、継続して検討する必要があるため、専門的に検討する場として集会所管理委員会で部会をつくり検討したらどうか。

○そのような方向でよいと思う。若草各町内会長の8人に専門的な人を入れて、集会所管理委員会が責任を持ってやるということでもよいと思う。

【結論】次年度の若草地区集会所管理委員会で、この方向で取り組んでいただく。

### (4) C A T Vの有効活用についての取り組み

○グリーンヒルC A T V告知放送基準についても、平成17年に当時の自治連会長がS C Nと交渉しながら進められたが、それ以後は運用審議会が発足されずに今に至っている。よって、過去の経緯を知っている人や有識者などで検討チームを作って検討したらどうかと思う。

【結論】C A T V検討委員会を立ち上げて、有効活用、料金、セキュリティ契約などを含めて、住民の希望・意見を聞きながら検討し、Z T Vと交渉していく。

メンバーは5人前後とし、町内で推薦したい人があれば、3月23日までに事務局へ報告していただきたい。

- (5) 4月6日開催予定の平成25年度第1回理事会は、新旧理事の合同の会議とし、総会議案書について審議する。新理事予定者の立場はオブザーバー（発言権あり、議決権なし）である。

以上